

全国自治体病院協議会
災害時医療機関相互支援に関する協定

公益社団法人 全国自治体病院協議会（以下「全自病協」という）の会員施設のうち、本協定の趣旨に賛同する施設は、災害時等における相互支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・津波・台風等による災害時並びに新興感染症等の感染拡大時において、全自病協会員の被災病院等（以下「被災病院」という）のみでは、十分に患者の身体・生命の安全等応急措置に対応できない場合に、本協定を締結した病院から被災病院に対する支援を行うため、必要な事項を定めるものである。

（協定の締結）

第2条 本協定は、全国自治体病院協議会災害時医療機関相互支援ネットワークに加入することにより締結したものとする。

（支援の内容）

第3条 本協定を締結した病院が行う支援（以下「支援」という）の内容は、災害発生直後の超急性期を除く急性期段階から中長期段階に至るまで次のとおりとする。

- （1） 医療機器、医薬品類、食料その他応急物資の支援
- （2） 医師、看護師等医療関係業務（精神科領域を含む）従事者の派遣
- （3） 患者の受け入れ支援
- （4） 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（支援要請の手続き）

第4条 被災病院は、本協定を締結した病院に対し、次の事項を明らかにして、都道府県支部長もしくは全自病協事務局に電話等により支援の要請を行うものとする。

- （1） 被害状況
- （2） 支援を必要とする物資の内容、数量、あるいは職種別の人員数
- （3） 支援を必要とする施設及び当該周辺地域への進入経路
- （4） その他必要な事項

（支援に要する経費の負担）

第5条 支援に要する経費の負担については、支援終了後に支援病院と被災病院で協議のうえ決定する。

(ブロック及び都道府県支部内の連絡)

第6条 本協定に締結した病院においては、ブロック及び都道府県支部単位で連絡体制を構築する。なお、ブロック及び都道府県支部内の連絡体制については、それぞれの地域で調整するものとする。

(連絡窓口)

第7条 本協定に締結した病院は、あらかじめ相互支援に関する連絡担当部署を定めるものとし、定期的に確認を行うものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合には、その都度、協議して定めるものとする。

令和3年6月24日